

記者発表（資料配布）				
月／日 （曜日）	担当課（室） 班 名	TEL	発表者名 （担当班長）	その他の発表
11／10 （金）	自然鳥獣共生課 鳥獣保護管理班	内線 3341 078-362-9084	河田 忠紀 （竹中 寛）	

## 令和5年度 狩猟期間中の狩猟事故の防止について

### 1 狩猟期間について

11月15日（水）から翌年2月15日（木）までの3か月間が狩猟期間となります。  
ただし、ニホンジカとイノシシは、3月15日（金）まで1か月延長しています。  
また、ツキノワグマは、兵庫県本州部の内、円山川・市川より西側地域で令和5年11月15日（水）から同年12月14日（木）まで狩猟禁止の制限的解除を行います。  
詳しくは兵庫県HP、10月27日付公報をご確認ください。

### 2 狩猟事故防止のために

#### (1) 地域住民や入山者の皆さんへ

- ① 入山する際は、迷彩服などを避け、できるだけ目立つ服装を心がけましょう。  
また、白いタオルは、シカの尾と間違えられやすいので、注意しましょう。
- ② お互いの存在が確認できるよう、複数人で話をしながら入山するよう心がけましょう。また、単独での入山の場合にあっては、音の鳴るもの（鈴、ラジオ等）を携帯しましょう。  
クマは、ペンキなどの臭いの強いものを好むので、刺激臭のするもの等は身につけないようにしましょう。
- ③ 土曜、日曜日及び祝日は狩猟者が大勢入山しますので、特に注意しましょう。
- ④ 地面に仕掛けられたワイヤーロープの「くくりわな」は、非常に危険ですので、わな設置の看板（標識）がある付近へは近づかないようにしましょう。

#### (2) 狩猟者の皆さんへ

法令及び狩猟者としてのマナーを守り、橙色等の目立つ猟服や帽子を着用し、無理のない、心にゆとりのある狩猟を心がけましょう。

- ① 事前に、猟場が人家近くではないか、ハイカーの入り込みがないかなど猟場の状況や特徴を十分確認しましょう。
- ② 狩猟が禁止されている「鳥獣保護区」、「休猟区」や銃猟等が禁止されている「特定猟具使用禁止区域（銃器/銃器・くくりわな）」を鳥獣保護区等位置図及び現地の標札等で必ず確認しましょう。
- ③ 巻き狩り猟など、グループで猟を行う場合は、狩猟開始前に、グループの皆さんで、危険の予知や事故を防止する「危険予知ミーティング」を実施しましょう。  
また、巻き狩り猟は、安全管理が確保できる人員を配置しましょう。
- ④ 猟銃の発砲にあたっては、矢先の安全確認（獲物の確認）を徹底しましょう。
- ⑤ 発砲の機会が遠のいたら、こまめに脱包しましょう。
- ⑥ 猟犬を用いて狩猟を行う場合は、次の事項を徹底しましょう。

- ア 獲物を嗅ぎつけるまでは、猟犬にリードを付け、管理者から放さない。
- イ 咬みつき癖の疑われる猟犬は使用しない。
- ウ 猟犬の登録申請(鑑札の装着)、狂犬病予防ワクチンの接種(注射済証の装着)済みであること
- エ 適正なドッグマーカーを装着していること。
- ⑦ 網やわなには決められた標識を付け、見回りを励行しましょう。
- ⑧ 鉛害防止のため、捕獲個体は適切に処理しましょう。
- ⑨ たき火やタバコの火には、十分な注意と後始末を徹底しましょう。

### 3 狩猟の指導・取締り

狩猟による事故防止と法令遵守を徹底するため、狩猟期間中は、各農林（水産）振興事務所の県職員及び鳥獣保護管理員等が指導・狩猟取締りを実施します。

原則、初猟日（11月15日）は地元警察署と連携して、重点的に一斉指導取締りを実施します。

### 4 参考

#### (1) 狩猟鳥獣の種類【別紙1 参照】

狩猟鳥類は26種類、狩猟獣類は20種類です。

なお、ヤマドリメス及びキジメスは、環境省令により令和9年9月14日まで捕獲禁止となっています。また、ウズラは、平成25年度から狩猟鳥獣から除外されています。バン、ゴイサギについては、令和4年度から狩猟鳥獣から除外されています。

#### (2) 狩猟者登録の状況【別紙2 参照】

本年度、本県での狩猟者登録件数は、4,802件です（10月末現在）。

#### (3) 狩猟等が禁止されている区域【別紙3 参照】

兵庫県で狩猟又は銃猟等が禁止されている「鳥獣保護区」、「休猟区」及び「特定猟具使用禁止区域」は、合計257か所（指定面積合計243,830ha）です。